

令和8年3月25日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

令和8年度妊産婦健康診査、乳児健康診査（一般〔1か月児〕・後期）、
新生児聴覚検査にかかる公費負担額について

平素より本会事業の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、別添のとおり、令和8年4月1日以降受診分より改定されます。

また、別添のとおり、本会では、京都府内9市町及び奈良県2市在住者の妊婦健康診査等についても委託契約を締結する予定であり、大阪府内の医療機関で実施いただけます。これらの11市町発行の受診券を持参した方については、受診券の使用にご協力をお願い申し上げます。請求につきましては、各市町担当課へご連絡の上、直接ご送付ください。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただくとともに、会員医療機関へご周知賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、府医ニュース3月25日号、社会保険通報3月号に掲載するとともに、妊産婦等健診実施医療機関には添付資料①②、乳児健診実施医療機関には添付資料③を本会より別途郵送にてご案内しておりますことを申し添えます。

【担当事務局】

大阪府医師会健診事業課（担当：湯口）
TEL：06-6763-7568 FAX：06-6763-2058

乳児健康診査実施医療機関

院長・乳児（一般〔1か月児〕・後期）健診ご担当者様

令和8年度 乳児（一般〔1か月児〕・後期）健康診査委託料のお知らせ

令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日受診）より適用される乳児（一般〔1か月児〕・後期）健康診査の委託料をお知らせいたします。

本会宛請求書を提出される場合、下記にご留意ください。

1. 令和8年度 乳児（一般〔1か月児〕・後期）健康診査委託料

7,420円（大阪府内市町村共通）

本会は京都府内8市町及び奈良県2市在住者の乳児健康診査等については一般〔1か月児〕健康診査に限り委託契約を交わします。10市町発行の受診券を持参した方については、受診券の使用にご協力をお願いいたします。請求につきましては、各市町担当課へご連絡のうえ、直接ご送付ください。

○京都府契約市町（京都市・宇治田原町・大山崎町・木津川市・京田辺市・長岡京市・向日市・八幡市） 🇯🇵 5,475円（8市町とも共通額）

※八幡市は令和8年度より契約

○奈良県契約市（奈良市・生駒市） 🇯🇵 6,000円（2市とも共通額）

2. 請求書と受診票は、必ず市町村単位でまとめてください。

本会提出締切日は毎月10日（土・日・祝日の場合は翌府医開館日）です。

令和7年度実施分につきましては、できる限り令和8年3月分にてご請求ください。

本会提出締切日は4月10日です。間に合わない場合は、次月に請求書を令和7年度分と令和8年度分に分けて作成しご請求ください。

3. 受診票は個人情報です。本会宛直接提出される場合は書留扱いにする等ご留意ください。

4. 請求書の訂正を認めない市町村もあります。極力、訂正がないよう請求書を作成してください。やむを得ず訂正する場合は、=線（消し線）で訂正し、必ず訂正印を捺印してください（修正テープ等の使用不可）。

5. その他、健診内容に関するお問い合わせは各市町村まで、経費請求に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

一般社団法人大阪府医師会健診事業課 TEL 06-6763-7568